

第7回 雄物川河川環境検討会

雄物川自然再生計画書(案) 本編の修正

平成28年3月6日

国土交通省 湯沢河川国道事務所

1.第6回検討会での主な意見

第6回雄物川河川環境検討会で提示した自然再生計画書(案) 本編に対する主な意見は下記の通りである。

自然再生計画書(案) 本編

[自然再生計画書(案) 本編P2-2]

- ・ 本編p2-2の表2.2.2について、植物重要種にミチノクナシがあるが、環境省のRDBでは北上山地以外のものは交雑していると記載されているので、削除してもよいのでは？
- ・ p2-3、表2.2.3にセキショウモがあるが、セキショウモはミクリ属の葉と区別が難しいとされている。河川水辺の国勢調査の結果を引用して整理しているので難しいと思うが、セキショウモだという証拠があるのか確認してほしい。

[自然再生計画書(案) 本編P4-1]

- ・ 本編p4-1の4.2で「洪水時には適度な攪乱を受けながら」とあるが、洪水だと堤防から溢れるイメージがある。洪水ではなく増水ではないか。

[自然再生計画書(案) 本編P5-5]

- ・ (8つの目標とその関連性、優先性について) 説明を聞くとわかるが、資料を見ただけではわかりにくい。表現を変える等の工夫が必要ではないか？
- ・ 本編p5-5の表5.3.1の色分けは実施できるかどうかで分けてあるのか？色使いの基準が不明確である。
- ・ 優先順位がなぜこの順になっているのかわからない。目標8が最優先ではないか。
- ・ 國土交通省が取り組めない目標は削除した方が良いのでは。

2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

[自然再生計画書(案) 本編P2-2]

■変更点:表2.2.2からミチノクナシは削除する。表2.2.3からセキショウモは削除しない。

■変更理由:ミチノクナシ…最新の知見(環境省レッドデータブック2014)に従い削除する方針とし、その旨注2に追記した。

セキショウモ…標本等は残っていないが記録として記載があり、ミクリ属であった場合も重要種の可能性が高いため、残す方針とした。

表 2.2.2 雄物川中流部①で確認された重要種

分類	重要種
植物	オオクジャクシダ、イワシダ、クタラタデ、スカボタデ、ノダイオウ、ケツオノホトラン、ウマノスズクサ、ナガミノツルクマソ、オオエリサワビ、タコノアシ、ヒロハノカラワサイ、ミチノクナシ、カラケヅメイ、ノハラクサフジ、ノウルシ、カツユボカエギ、アサガ、スズサイコ、ヘンガマツ、タマノヒメ、トウバナ、ヤクモ、オオハナヌクソボ、ホサキノミカギサ、ツルカノコソウ、サジオモギダカ、トチカガミ、ミズオオバコ、センニンモ、ギョウヤジニアニク、ノンゾンゾ、タココウダイゼンショウ、ツクシガヤ、ミクリ、エゾクリ、ヤガミスグ、テンツキ、ツルアブガヤ、エビネ
昆蟲類以外の無脊椎動物	コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキヤイモドキ、カワソイ、マジンベイ、イボヒトル
昆蟲類	ホソミオオントントボ、コバネアオイトントボ、オソネットントボ、マダラヤンマ、コシボソヤンマ、ミヤマサナエ、ヤコセナエ、キンセンナエ、オナトリコトニボ、ウツバセキヨリ、コライシン・アミメカワガラ、シロヘリツカメムシ、ホケミズムシ、コオイムシ、ホシガダンボモドキ、ギンボシツツキベカラ、ツマグロトビカラ、ハイロホトク、ウラギンジスヒヨウモ、ヒメシロテュウ、クドウツツガ、ガマヨトウ、カギモハナオイアババ、キシタアツバ、ネグロアツバ、ウスギトカリキリガ、ハマダラムシ、アゴバエホンシクゴムシムシ、カガネオオサムシ、クビナガベアリゴムシ、セアカオサムシ、エヒゴトッカリゴムシ、オテトクノリゴムシムシ、イグアケバコゴムシムシ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、ケンゲンゴロウ、キベリロヒゲンゴロウ、カオミズスマシ、コミズスマシ、ミズスマシ、オナガミズスマシ、クビポソコガラミズムシムシ、スビラタガムシ、コガムシ、エコガムシ、ガムシ、シジミガムシ、ヤモモシムシムシ、ケヌジドロムシ、オズルリハムシ、キアンネクイハムシ、キシロネクイハムシ、エゾアカヤマブリ、モンズメバナ、アグホーベッコウ、クロマリハナバナ
魚類	スナヤツメ、カワヤツメ、ヤリタナゴ、キタノアカヒンタビラ、エゾウゲイ、ドジョウ、サクラマス、ヤマメ、メダカ、ゼニタナゴ、トミヨ風淡水型、カマキリ、カジカ
両生類・爬虫類	トウホクサンショウウオ、ニホンアカガエル、アカハライモリ、トサマガエル、シロマグラ
鳥類	カイツブリ、ヨシゴイ、サザエゴイ、サザエゴ、オオヒシケイ、オカヨシガモ、カワアイサ、ミヅゴ、オソロシゴ、オオワシ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、サバン、ハイロデュウヒ、ハイワフサ、チコハヤブサ、コチョウガシモウ、チヨウガシモウ、クイナ、コチドリ、イカルチドリ、ケリ、タシギ、コアジサシ、トラブズ、クツカウ、カセキ、コサビタキ、ホオアカ、ノゾロ、オオジュリン、イカル
哺乳類	ジネズミ、ツキノワグマ、ニホンリス、キツネ、カモシカ、コテンングカラモリ、ヒツコウモリ、ムササビ

削除

注1:植物の重要種としてオナトリコトニボが削除されているが、根本が残っており野外種の可能性が高いため、削除した。

注2:昆蟲類のうち、ゴシク体:水生及び半水生は虫、青字:水城で確認された種、緑字:陸生、水城両方に確認された種。

(出典:河川水辺の生物調査 日2～日25)

※注3:雄物川のうち、ゴシク体:水生及び半水生は虫、青字:水城で確認された種、緑字:陸生、水城両方に確認された種。

(出典:河川水辺の生物調査 日2～日25)

注4:雄物川のうち、ゴシク体:水生及び半水生は虫、青字:水城で確認された種、緑字:陸生、水城両方に確認された種。

(出典:河川水辺の生物調査 日2～日25)

表 2.2.3 雄物川中流部②で確認された重要種

分類	重要種
植物	サクラタデ、スカボタデ、ノダイオウ、ウマノスズクサ、ナガミノツルキケマン、カララケツメイ、イヌハギ、ノウルン、スズサイコ、ミズハコベ、トウバナ、オナトリコトニボ、ヨロクサウ、ツルカノコサカ、ヒメシオソ、エゾノタコギ、メタカラコウ、サジオモダカ、セキショウモ、ミズアオイ、ハイドジョウツナギ、ミクリ、エゾミクリ、カンエンガヤツリ、シロガヤツリ
毛虫類以外の無脊椎動物	オオタニシ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、マシジミ
昆蟲類	オツシントンボ、コシボソヤンマ、ヤブヤンマ、ミヤマリナエ、ホンサナエ、フライソゾアミメカラグラ、ホツケミズムシ、ハイロボクトウ、ウラギンスジヒヨウモン、ヒメギフチョウ本州並種、ヒメシロチヨウ、キシタアンバ、ウスキトガリキリガ、セアコリムシ、トクチヒゲヒタゴミムシ、小シハムミヨウ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ、ヒメミズスマシ、クビポソコガラミズムシ、ヌシヒラタガムシ、コガムシ、シジミガムシ、ヤコトモシデムシ、ケヌジロムシ、オオルリハムシ、ケブヤシオアオリ、モンズメバナ、アケボノベッコウ、ニッポンハナダカバチ、クロマリハナバチ、マイマイツツハナバチ
魚類	スナヤツメ、カワヤツメ、ヤリタナゴ、キタノアカヒンタビラ、エゾウゲイ、ドジョウ、サクラマス、ヤマメ、メダカ、ゼニタナゴ、トミヨ風淡水型、カマキリ、カジカ
両生類・爬虫類	トウホクサンショウウオ、ニホンアカガエル、アカハライモリ、トサマガエル、シロマグラ
鳥類	カイツブリ、ヨシゴイ、サザエゴイ、サザエゴ、オオヒシケイ、オカヨシガモ、カワアイサ、ミヅゴ、オソロシゴ、オオワシ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、サバン、ハイロデュウヒ、ハイワフサ、チコハヤブサ、コチョウガシモウ、チヨウガシモウ、クイナ、コチドリ、イカルチドリ、ケリ、タシギ、コアジサシ、トラブズ、クツカウ、カセキ、コサビタキ、ホオアカ、ノゾロ、オオジュリン、イカル
哺乳類	ジネズミ、ツキノワグマ、ニホンリス、キツネ、カモシカ、コテンングカラモリ、ヒツコウモリ、ムササビ

残す

追記

[自然再生計画書(案) 本編P4-1]

■変更点:『雄物川のあるべき姿』の中の「洪水」を「増水」に修正。

注)P4-2以降にも「洪水」の表記はあるが、過去実際に起こった洪水などを指すため、P4-1のみ表現を修正した。

雄物川流域には水田が広がり、遠方には出羽丘陵や奥羽山脈の山並みが広がり、秋には収穫を迎えた黄金色の稲穂が川を取り囲むように広がる原風景

ナマズやドジョウ等の生き物が橋門・樋管を通じて川と周辺の水田を往来し、産卵場所や越夏場所として利用される川と流域の良好なネットワークが形成されている風景

川の中には瀬や淵が交互に連なり、アユの産卵場やサクラマスの越夏場所が維持されるなど、魚類等の多様な生息環境が形成されており、平常時は良好な水質が維持され、洪水増水時には適度な擾乱を受けながら良質な河川環境が形成されている風景

昔ながらの水路やため池には湧水が見られ、また、水際には数多くのワンド・たまりが形成され、昔から親しまれてきた湧水を好むトミヨ風淡水型及び雄物型等の雄物川流域固有の生物の生息環境が安定して生息する風景

水辺には砂礫河原が広がり、コアジサシ等の砂礫河原を好む生き物が生息するとともに、河原において水遊びや環境学習を行う子どもたちが集う川の風景

シロウオ漁、サケのウライ漁、ためっこ漁など伝統的な漁法による漁業が継続的に行われている川の風景

2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

[自然再生計画書(案) 本編P3-10]

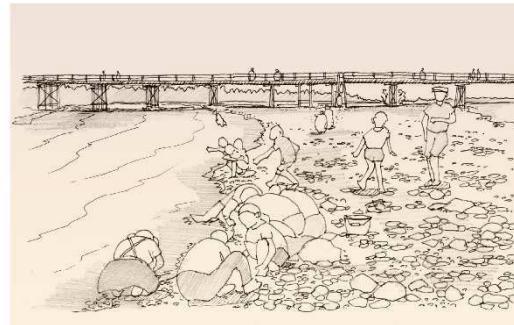
■変更点:昔の写真をスケッチに差し替え。

■変更理由:著作権の関係上、写真を公表資料に転載できないため、昔の写真をスケッチに差し替えた。

ここで、昔の風景から、雄物川の昔の利用状況について振り返る。樹林は少なく砂礫河原が発達し、川に近くすることが容易であったことが伺える。

■子どもの遊び場だった雄物川

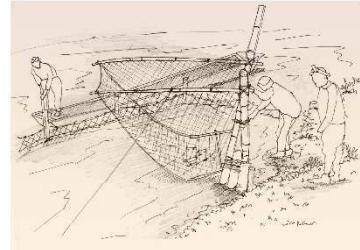
昔は雄物川の中洲で遊ぶ子どもたちが多く見られた。川の中に入って虫を捕つたり、ヤヌで魚をついたり思い思いに遊んでいたようだ。かつては、ところどころに游泳場所があったが、子どもの水の事故を契機に閉鎖され、川に近づかないよう指導された。今日では、ふたたび川に親しむ気運が高まり、河川敷のゴミ拾いやカヌーによる川下りも行われている。



(参考: 横手・湯沢の今昔 (郷土出版社))

■雄物川の漁業 (大仙市《大曲市》・昭和40年代)

四ツ手網などに魚を追いかけて採る川漁は、雄物川の沿川各地で盛んに行われていた。現在では大人の楽しみになっているが、商売として平農半漁の家が何軒もあったといわれる。



(参考: 横手・湯沢の今昔 (郷土出版社))

■帆掛け舟 (大仙市《大曲市》・昭和20年代)

江戸時代から昭和の初頭にかけて、雄物川を往来する帆掛け舟を目にすることができた。もっぱら秋田市の上巒港との交易に用いられたそうだ。昭和に入ってから徐々にその姿は見られなくなってしまった。



(参考: 大仙・仙北・美郷の今昔 (郷土出版社))

■渡し舟 (湯沢市・昭和30年代)

雄物川に橋が架かるのは近年になってからのことである。昭和30年代に入ってからも、対岸への移動手段として舟が多く利用され、通行・輸送の手段として欠かせないものだったという。絵のように、両岸に張られたコードをたぐって舟を渡すのが一般的だった。



(参考: 横手・湯沢の今昔 (郷土出版社))

■八乙女山の桜と船を望む光景・玉石取り (大仙市《中仙町》)

八乙女山には中世館跡があり、源義家・安倍貞仁の古戦場という伝説も残っている。大正11年、約200本のソメイヨシノが植えられ、桜の名所となった。昭和47年には「いこいの森」に指定され、温泉の掘削も行われ、休憩所が建設された。絵には、玉石取りの人が舟を操っているのが見られる。玉石は石畠用などの建築資材として利用された。



(参考: 大仙・仙北・美郷の今昔 (郷土出版社))

■玉川大橋と舟遊びする子どもたち (大仙市《大仙市》)

県内一長いコンクリート橋の玉川大橋、架橋は昭和7年だったと記録されている。橋の手前は、玉川の川原を流れる細い川で舟遊びに興ずる人々のようすである。



(参考: 大仙・仙北・美郷の今昔 (郷土出版社))

2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

[自然再生計画書(案) 本編P5-5]

■変更点:それぞれの目標の重要性、緊急性に関する記載を削除、課題の顕在化、関係者との連携・調整を追加。

■変更理由:全ての目標が対応すべき「重要」かつ「緊急」の項目であるため。対応の順序についてはP5-5に追加した「自然再生の進め方方針」に記載(次ページ参照)。

河川内・流域	水城・陸域	目標	重要性 (重要度の希少性等)	緊急性 (物語環境の劣化度)	他の目標との 関連性	評価	備考
河川内	水域部	目標①:川の連續性的確保 ・アユやサクラマスなどの回遊魚が遡上しやすい川	○ アユ、サクラマスの減少	○ 山岸壁工事の影響	②、③、④	現状、川の改修・総合工事を進めており、引き続き土木技術確保が望まれる。	
		目標②:漁・漁が交差する河川形態の保全 ・アユなどが遡遊場として利用できる川 ・サクラマスが遡上できる川	○ アユ、サクラマスの減少	○ アユなど川の重要な魚の減少	②、③、④	現状、川の改修・総合工事を進めており、樹林化・二極化の軽減とあわせて対策を進めていく必要があります。	
		目標③:ワンド・たまり等の水際湿地(湧水生態系)の保全・再生 ・コアシナ等の珍稀生物を好む生き物が生息やすい川	○ ワンド・たまり等の減少	○ トヨミは湧水型・落葉樹、ワンド等の減少	①、②、③、 ⑤	目標化・二極化により、消え失せ、劣化が進むことから、川の生態系を守るためにも生物多様性の確保が必要がある。	水城部の目標に生物多様性の組みから重要性が低い目標との間に差がある。目標③は、茅野市は低いことから最も優先して実施することが望られる。
		目標④:砂礫河原の保全・再生 ・コアシナ等の珍稀生物を好む生き物が生息やすい川	○ 砂礫河原の減少	○ 砂礫河原の減少	②、③、④	川にあまり砂礫河原は残されていないが、付替地・二極化が進行している箇所もあることから、付替地における維持が求められる。	
本巣市付近	水域部	目標⑤:地域と川のふれあいの場の創出、伝統の継承 ・地元との連携により、イベントや学校行事等により人と川とのふれあいを川	○ 川の改修による減少	○ 付替地による減少	④	川の人とのふれあいを基本とし、河川改修区域の醸成や伝統行事の復元を徐々に広げていく必要があります。	
		目標⑥:在来生物の生息・生育環境の保全 ・ミクリ、スピギナ等サニタリゴ、トヨミは湧水型及び物种など、昔から親しまれてきた地域固有の生物が生息して生息する川	○ ミクリ等の減少	○ 川の改修による減少	③、④	生物多様性の観点からも、地域固有の生物を保護するための対策は緊急性が高い。	重要性、緊急性共に高く、目標⑥で優先度が高い川である。
河川と流域 の境界	陸域部	目標⑦:河道と堤内地との連続性の確保 ・ドジョウやサクラマス等が陸域・河床と川(低水路)の落差解消により、生物が川と水田を行き来できる環境	○ ドジョウやサクラマス等の減少	○ 河床・橋梁の増加	④	二極化や付替地低下等により連続性が分断されたり、上下流の連続性が保たれておらず、対策が必要となることから、開拓範囲の調整が必要である。	
		目標⑧:周囲の農地環境や湧水環境の保全・再生 ・湧水を好む生物が棲みやすい・湧物川流域	△ 湧水を好む生物の減少	△ 湧水環境の減少	△	西脇・諏訪等の開拓範囲が現在存在するところに、開拓後の現状はまだ未だ見られないことから、川の標示化して対応すれば良い。	農地や湧水地帯の調査が必要である。

雄物川の特徴や、流域及び河川の変創出》を最優先として対策を実施していく検討していく。

■網掛けの箇所を削除

重要性 削除 緊急性 削除

「課題の
顕在化」
追加

「関係者と
の連携・調
整」追加

目標の
関連性を
再整理

①: 重要性、緊急性が最も高い
②: 重要性、緊急性が高
③: 重要性、緊急性が中

河川内・流域	水域・陸域	目標	課題の顕在化	他の目標との関連性	関係者との連携・調整	進め方
河川内	水域部	目標①:川の連續性的確保 ・アユやサクラマスなどの回遊魚が遡上しやすい川	山岸壁工事の影響	②、③、④	・河川管理者、堰管理者、漁協	【中期的に対応】 ・既に、堰の改修・統合を進めており、引き続き関係機関と連携しつつ対策を検討していく。
		目標②:漁・漁が交差する河川形態の保全 ・アユなどが遡遊場として利用できる川 ・サクラマスが遡上できる川	アユ等の產卵場の減少	②、③、④	・河川管理者、漁協	【中期的に対応】 ・既に、漁の改修・統合を進めており、樹林化・二極化の解消とあわせて対策を進めていく必要がある。
		目標③:ワンド・たまり等の水際湿地(湧水生態系)の保全・再生 ・トヨミは湧水型及び堆植物型など、昔から親しまれてきた地域固有の魚が安定して生息・生育する川	ワンド・たまりの劣化・消失	①、②、③、 ⑤	・河川管理者	【短期的に対応(すでに着手可能)】 ・他の目標との関連性が高く、河川管理者主体で対応可能。消失・劣化ワンドが見られることから、地域固有の生物を守るためにも緊急対策を進める必要がある。
		目標④:砂礫河原の保全・再生 ・コアシナ等の珍稀生物が生息する川	砂礫河原の減少(場所によって変動)	①、②、③	・河川管理者	【中期的に対応】 ・現状で砂礫河原は維持されていることから、樹林化・二極化の進行箇所を中心に他目標とあわせて対策していく。
河川と流域 の境界	水域部	目標⑤:地域と川のふれあいの場の創出、伝統の継承 ・地元との連携により、イベントや学校行事等により人と川とのふれあえる川	河岸壁の減少(河川公園等も含む)	③、④	・地域住民、自治体、漁協	【中期的に対応】 ・現状の人と川とのふれあいを基本とし、河川愛護意識の醸成や伝統・歴史の継承を徐々に広げていく必要がある。
		目標⑥:在来生物の生息・生育環境の保全 ・ミクリ、スピギナ等サニタリゴ、トヨミは湧水型及び堆植物型など、昔から親しまれてきた地域固有の生物が生息して生息する川	樹林化・二極化の拡大	③、④	・河川管理者	【短期的に対応(すでに着手可能)】 ・生物多様性の観点からも、地域固有の生物を保全するための対策は緊急性が高い。 ・目標③を整備することで湖側的に改善される可能性がある。
流域	陸域部	目標⑦:河道と堤内地との連続性の確保 ・ドジョウやサクラマス等が陸域・河床と川(低水路)の落差解消により、生物が川と水田を行き来できる流域	橋・樋管の設置	④	・橋内・樋管管理者、自治体	【中期的に対応】 ・二極化や河床低下等により連続性が分断されたり、上下流の連続性が保たれておらず、対策が必要となることから、開拓範囲の調整が必要である。
		目標⑧:周囲の農地環境や湧水環境の保全・再生 ・湧水を好む生物が棲みやすい・湧物川流域	湧水環境の減少	④	・土地改良区、自治体、農林業従事者、流域住民	【長期的に対応(自然再生を通じて徐々に流域の連携を拡大)】 ・流域内の連携・調整する関係機関が複数存在することから、地域的視点で進めていく。

2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

[自然再生計画書(案) 本編P5-5]

- 変更点:「5.3.9目標の優先度」を「自然再生の進め方」に修正し、方針を追記。
- 変更理由:優先度の整理を見直したことにより、具体的に自然再生をどのように進めていくかの記載がわかりづらい状況となったため。

【自然再生の進め方 方針】

- ・8つの目標全てに対して短期的に実施し再生していくことは現実的に困難である。また、自然を相手にすることから、各種対策による効果の発現と対策の評価にはどうしても時間がかかる。
⇒このため、8つの目標に対しては、生物多様性の観点から他の目標との関連性を踏まえ、**課題が顕在化**しており、且つ、**実施可能なもの**から着手し、**モニタリング**しながら順応的管理により進めていく方針とする。

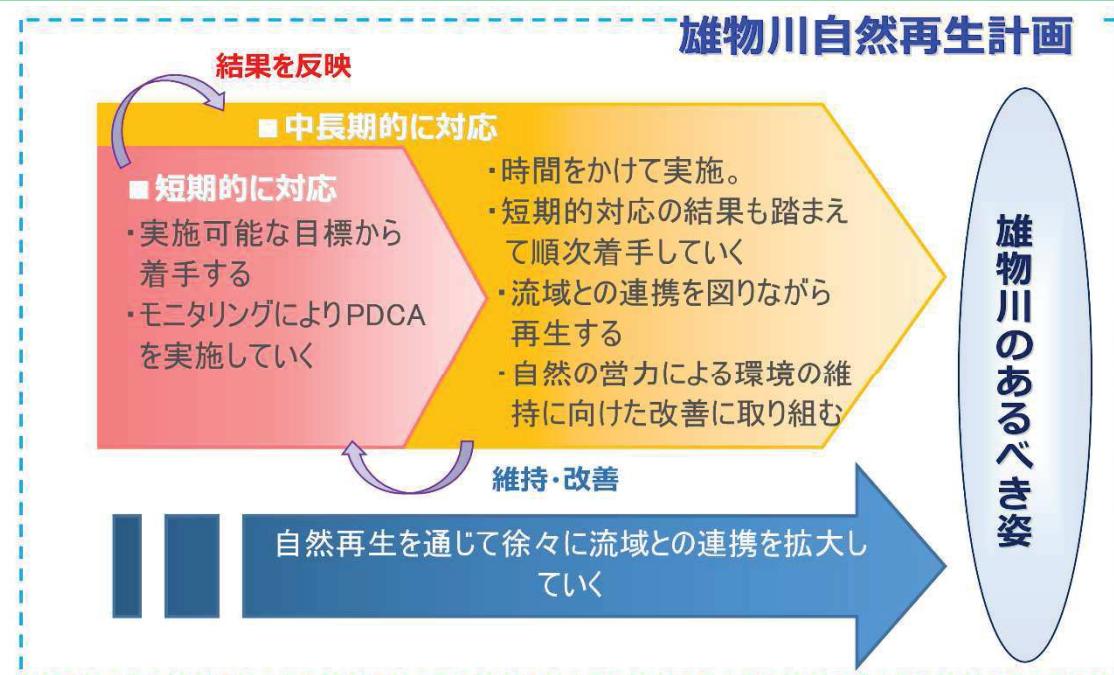


図 5.3.10 自然再生の方針、段階的対応イメージ